第六十六条の三中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

第六十六条の四第七項中「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「前事業年度が」を「前事業年度等に」を「前事業年度に」に改め、同条第十項中「（当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削る。

第六十六条の五第五項第九号中「又は各連結事業年度の連結所得」を削る。

第六十六条の五の二第一項中「第三項第二号イ」を「第三項第一号」に改め、同条第三項第一号中「が二千万円」を「（当該法人が通算法人である場合には、当該通算法人及び当該通算法人の当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該事業年度及び当該終了の日に終了する事業年度に係る対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額を控除した残額）が二千万円」に改め、同項第二号イ中「（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。）」を削る。

第六十六条の五の三第三項中「又は次項」を削り、「含み、第七項の規定によりないものとされたものを除く。第六項において同じ」を「含む」に、「第五項及び第八項」を「次項」に改め、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「又は第二項」を「及び第二項」に、「第三項又は第四項」を「前項」に、「第三項の」を「前項の」に改め、「又は第四項の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度」を削り、同項を同条第四項とし、同条第九項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とする。

第六十六条の六第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「、第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を削り、同条第十三項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第六十六条の七第一項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「第三項及び第四項」を「第三項」に、「この項、第三項から第五項まで及び第七項」を「この条」に、「、次項及び第四項」を「及び第三項」に、「。第三項」を「。次項」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（特定目的会社等を除き、前項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「、第一項」を「、前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第十二項」を「第十一項」に、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第六十九条及び」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に改め、同項第一号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五項の規定の」を「第四項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第十項」を「第四十二条の十二第十一項」に、「第四十二条の十二の三第十項、第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の七第五項」を「第六十六条の七第四項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第五項」を「第四項」に、「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十六条の八第四項第一号中「第六項及び第十一項」を「次項及び第十項」に、「第十一項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項第一号中「又は各連結事業年度」及び「又は個別課税済金額」を削り、同項第二号中「若しくは各連結事業年度又は適格分割等の日を含む連結事業年度開始の日前十年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」及び「又は個別課税済金額」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「又は第六十八条の九十二第六項」及び「及び同条第六項の規定により前十年以内の各連結事業年度（同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度をいう。）の個別課税済金額とみなされる金額」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号中「又は各連結事業年度（以下この号」を「（以下この項」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第八項又は第六十八条の九十第一項、第六項若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十八条の九十二第八項から第十項まで」を削り、「第十四項」を「第十二項」に改め、同項第二号ロ中「配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「」という。）において」を「において」に、「、前号」を「、同号」に、「次項及び第十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六項及び第七項」を「第五項及び第六項」に、「第八項から第十項まで及び第十一項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第七項から前項まで」に改め、同項の表第六項の項中「第六項」を「第五項」に、「第十一項第二号イ」を「第十項第二号イ」に、

| | | |
|---|---|---|
| 「第四項 | 第十一項 | 」を「前項 |
| 第十項 | | 」に、「前二年以内の各事 |

業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に、「第十一項第一号」を「第十項第一号」に、「前二年以内の各事業年度（第十一項第二号ロに規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の間接課税済金額（第十一項第二号ロ」を「間接課税済金額（第十項第二号ロ」に改め、同表第六項第一号の項中「第六項第一号」を「第五項第一号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十一項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六項第二号の項中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第七項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第六項 | 前項 | 第十一項において準用する前項 |
| | 第四項 | 第十項 |
| | 分割等前十年内事業年度の課税済金額 | 分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額 |
| | 前十年以内の各事業年度の課税済金額 | 前二年以内の各事業年度の間接配当等又は間接課税済金額 |